資料５

# 職業能力評価に係る各種制度とそれを取り巻く現状

# 1　労働市場の実態

# 正規雇用と非正規雇用の労働者の推移

○ 非正規雇用は、95年から05年までの間に増加し、以降現在まで微増（労働者全体の35.2%）。
なお、直近（2013年７月現在）では、1,８７９万人（36.2%）※。

○ 正規雇用は、95年から05年までの間に減少し、以降その数はほぼ横ばい状態。

※総務省「労働力調査（基本集計）」（７月分）。なお、月単位の公表は同年１月から開始。季節的変動があるため留意が必要。

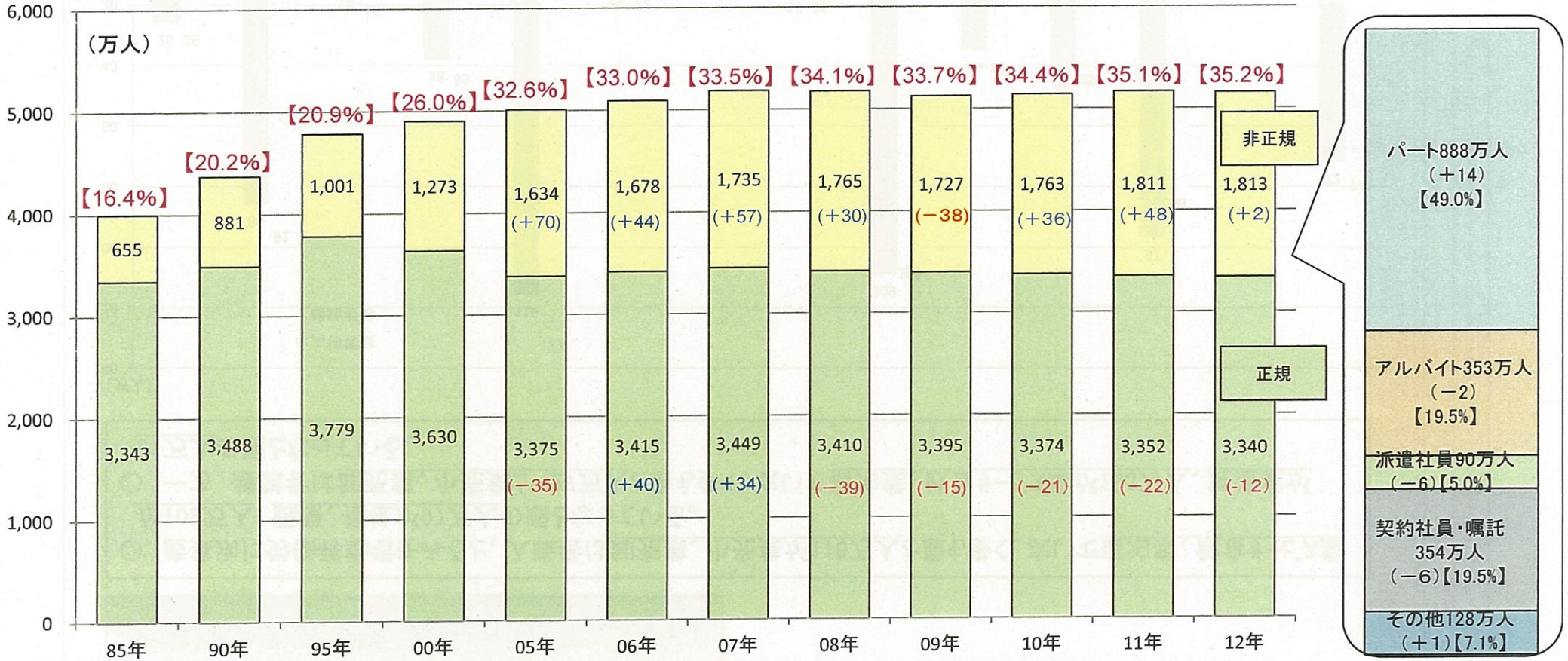


（資料出所）2000年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。
（注）１）2005年以降の実数及び割合は2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。
２）2011年の数、割合及び前年差は、被災３県の補完推計値を用いて計算した値。
３）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

## 産業別の入職者数・離職者数（平成24年）

○　産業別に労働移動者をみると、入職者は卸売業、小売業が116万人と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が109万人、医療、福祉が97万人の順となっている。
○　一方、離職者は卸売業、小売業が127万人と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が103万人、製造業が91万人の順となっている。

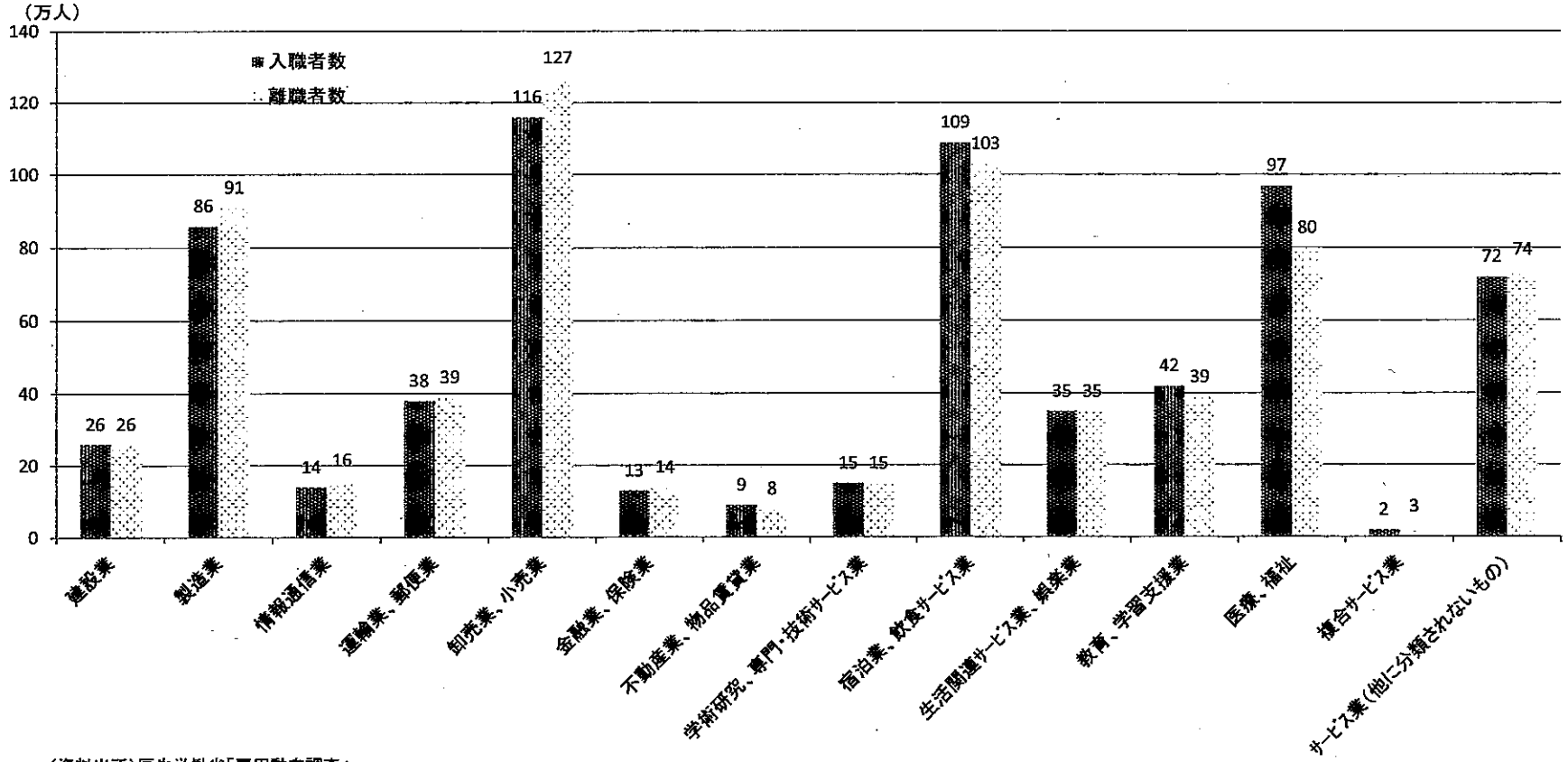


（資料出所）厚生労働省「雇用動向調査」

## 年齢階級別の入職者数・離職者数（平成24年）

○　年齢階級別に労働移動者をみると、入職者は20～24歳が最も多く、25～29歳から55～59歳までは年齢階級があがるとともに低下傾向にある。
○　一方、離職者は20～24歳が最も多く、25～29歳から50～54歳までは年齢階級があがるとともに低下傾向にある。

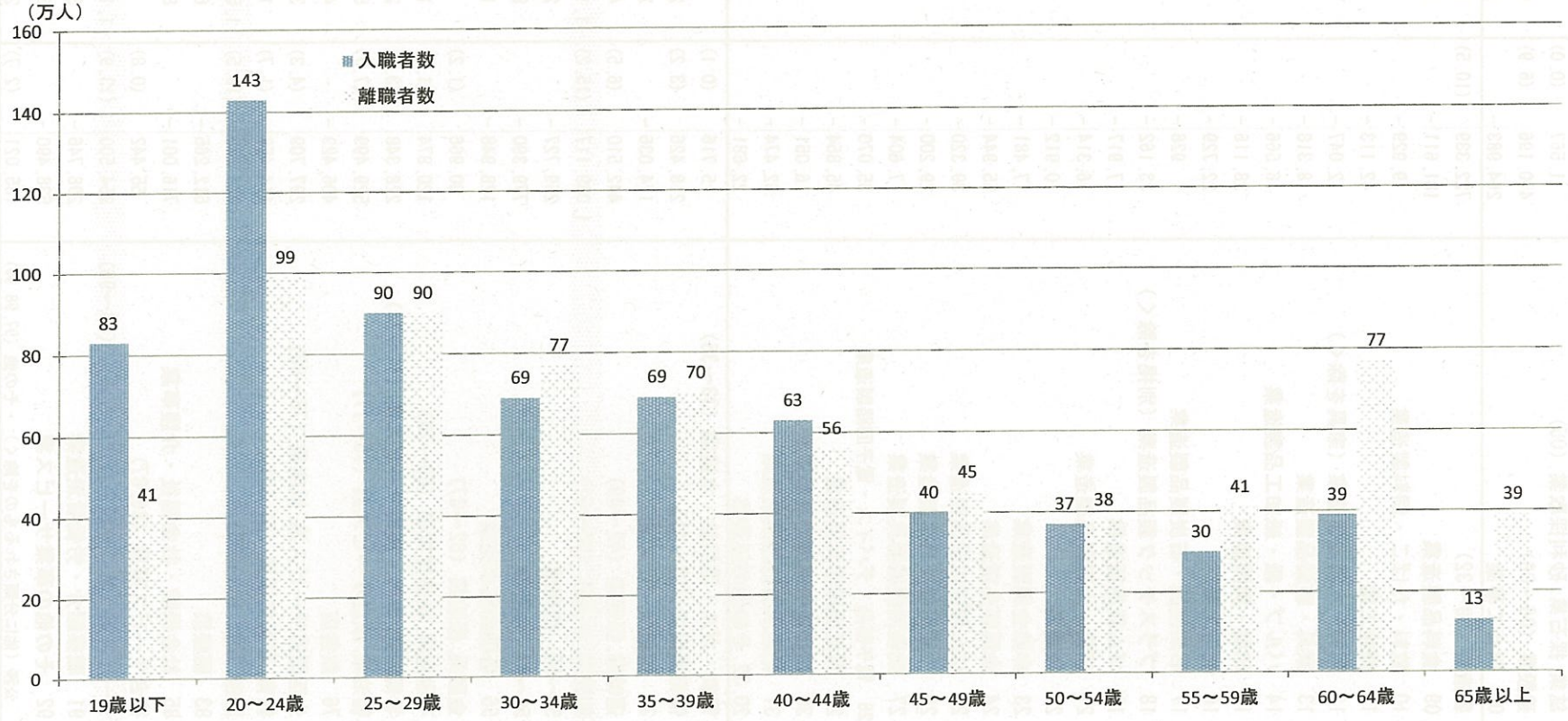


（資料出所）厚生労働省「雇用動向調査」

## 産業別新規求人数（パートタイムを含む）

（単位：人、%）

| | | 22年計（構成比） | | 23年計（構成比） | | 24年計（構成比） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合　　計 | 6,857,716 | (100.0) | 7,865,270 | (100.0) | 8,845,212 | (100.0) |
| 産業別 | A，B　農，林，漁業（01～04） | 54,293 | (0.8) | 61,660 | (0.8) | 64,253 | (0.7) |
| | C　鉱業，採石業，砂利採取業（05） | 1,567 | (0.0) | 2,023 | (0.0) | 2,910 | (0.0) |
| | D　建設業（06～08） | 470,196 | (6.9) | 600,033 | (7.6) | 700,699 | (7.9) |
| | 06　総合工事業 | 264,983 | - | 341,618 | - | 401,812 | - |
| | E　製造業（09～32） | 722,339 | (10.5) | 828,397 | (10.5) | 826,125 | (9.3) |
| | 09　食料品製造業 | 181,611 | - | 204,185 | - | 222,983 | - |
| | 10　飲料・たばこ・飼料製造業 | 9,929 | - | 11,452 | - | 12,413 | - |
| | 11　繊維工業 | 42,113 | - | 52,330 | - | 52,915 | - |
| | 12　木材・木製品製造業（家具を除く） | 12,047 | - | 14,612 | - | 15,170 | - |
| | 13　家具・装備品製造業 | 8,318 | - | 10,322 | - | 11,804 | - |
| | 14　パルプ・紙・紙加工品製造業 | 16,566 | - | 18,171 | - | 18,282 | - |
| | 15　印刷・同関連業 | 28,116 | - | 28,822 | - | 30,819 | - |
| | 16　化学工業 | 22,729 | - | 24,827 | - | 24,890 | - |
| | 17　石油製品・石炭製品製造業 | 926 | - | 1,105 | - | 1,119 | - |
| | 18　プラスチック製品製造業（別掲を除く） | 33,162 | - | 37,067 | - | 35,464 | - |
| | 19　ゴム製品製造業 | 7,917 | - | 8,674 | - | 7,049 | - |
| | 21　窯業・土石製品製造業 | 16,314 | - | 18,986 | - | 20,150 | - |
| | 22　鉄鋼業 | 10,912 | - | 12,978 | - | 11,714 | - |
| | 23　非鉄金属製造業 | 7,481 | - | 8,084 | - | 6,742 | - |
| | 24　金属製品製造業 | 55,944 | - | 70,455 | - | 70,886 | - |
| | 25　はん用機械器具製造業 | 39,320 | - | 48,702 | - | 46,073 | - |
| | 26　生産用機械器具製造業 | 29,200 | - | 37,267 | - | 33,067 | - |
| | 27　業務用機械器具製造業 | 17,604 | - | 19,688 | - | 19,708 | - |
| | 28　電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 35,070 | - | 29,144 | - | 26,510 | - |
| | 29　電気機械器具製造業 | 45,854 | - | 49,521 | - | 44,688 | - |
| | 30　情報通信機械器具製造業 | 16,051 | - | 15,515 | - | 16,239 | - |
| | 31　輸送用機械器具製造業 | 62,474 | - | 80,647 | - | 68,667 | - |
| | 20,32　その他の製造業 | 22,681 | - | 25,843 | - | 28,773 | - |
| | F　電気・ガス・熱供給・水道業（33～36） | 5,716 | (0.1) | 6,519 | (0.1) | 7,392 | (0.1) |
| | G　情報通信業（37～41） | 218,426 | (3.2) | 261,304 | (3.3) | 299,741 | (3.4) |
| | 39　情報サービス業 | 174,036 | - | 210,073 | - | 243,017 | - |
| | H　運輸業，郵便業（42～49） | 442,510 | (6.5) | 492,581 | (6.3) | 546,441 | (6.2) |
| | I　卸売業，小売業（50～61） | 1,039,117 | (15.2) | 1,166,324 | (14.8) | 1,350,719 | (15.3) |
| | 50～55　卸売業 | 259,727 | - | 287,789 | - | 314,150 | - |
| | 56～61　小売業 | 779,390 | - | 878,535 | - | 1,036,569 | - |
| | 56　各種商品小売業 | 128,948 | - | 148,734 | - | 181,872 | - |
| | J　金融業，保険業（62～67） | 80,966 | (1.2) | 77,558 | (1.0) | 77,442 | (0.9) |
| | K　不動産業，物品賃貸業（68～70） | 120,874 | (1.8) | 144,855 | (1.8) | 165,433 | (1.9) |
| | L　学術研究，専門・技術サービス業（71～74） | 228,348 | (3.3) | 267,015 | (3.4) | 293,730 | (3.3) |
| | M　宿泊業，飲食サービス業（75～77） | 529,499 | (7.7) | 570,362 | (7.3) | 692,235 | (7.8) |
| | 76　飲食店 | 406,429 | - | 432,266 | - | 531,120 | - |
| | N　生活関連サービス業，娯楽業（78～80） | 297,709 | (4.3) | 333,643 | (4.2) | 386,210 | (4.4) |
| | O　教育，学習支援業（81，82） | 114,458 | (1.7) | 126,264 | (1.6) | 136,690 | (1.5) |
| | P　医療，福祉（83～85） | 1,336,735 | (19.5) | 1,550,480 | (19.7) | 1,769,561 | (20.0) |
| | 83　医療業 | 612,265 | - | 665,989 | - | 716,976 | - |
| | 85　社会保険・社会福祉・介護事業 | 716,001 | - | 875,967 | - | 1,043,169 | - |
| | Q　複合サービス事業（86，87） | 55,442 | (0.8) | 51,291 | (0.7) | 52,379 | (0.6) |
| | R　サービス業（他に分類されないもの）（88～96） | 954,500 | (13.9) | 1,119,430 | (14.2) | 1,283,462 | (14.5) |
| | 91　職業紹介・労働者派遣業 | 298,746 | - | 379,166 | - | 428,257 | - |
| | 92　その他の事業サービス業 | 538,490 | - | 605,018 | - | 705,669 | - |
| | S，T　公務（他に分類されるものを除く）・その他（97，98，99） | 185,021 | (2.7) | 205,531 | (2.6) | 189,790 | (2.1) |

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」（一部加工）

## 職業別新規求人数（パートタイムを含む常用）

（単位：人、%）

| | 22年計（構成比） | | 23年計（構成比） | | 24年計（構成比） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 職業計 | 6,136,158 | 100.0 | 6,988,524 | 100.0 | 7,842,985 | 100.0 |
| 専門的・技術的職業 | 1,640,472 | - | 1,931,296 | - | 2,188,253 | - |
| 機械・電気技術者 | 59,141 | 1.0 | 84,185 | 1.2 | 95,923 | 1.2 |
| 鉱工業技術者 | 3,907 | 0.1 | 5,223 | 0.1 | 9,039 | 0.1 |
| 建築・土木・測量技術者 | 109,748 | 1.8 | 139,151 | 2.0 | 182,730 | 2.3 |
| 情報処理技術者 | 108,865 | 1.8 | 145,578 | 2.1 | 178,466 | 2.3 |
| その他の技術者 | 14,160 | 0.2 | 18,122 | 0.3 | 9,558 | 0.1 |
| 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 | 83,457 | 1.4 | 80,403 | 1.2 | 88,715 | 1.1 |
| 保健師、助産師、看護師 | 391,797 | 6.4 | 413,373 | 5.9 | 430,088 | 5.5 |
| 医療技術者 | 94,066 | 1.5 | 109,694 | 1.6 | 123,729 | 1.6 |
| その他の保健医療の職業 | 160,613 | 2.6 | 179,377 | 2.6 | 181,846 | 2.3 |
| 社会福祉専門の職業 | 454,031 | 7.4 | 570,956 | 8.2 | 698,540 | 8.9 |
| 美術家、デザイナー、写真家 | 29,041 | 0.5 | 32,177 | 0.5 | 38,209 | 0.5 |
| その他の専門的職業 | 131,646 | 2.1 | 153,057 | 2.2 | 151,410 | 1.9 |
| 管理的職業 | 16,320 | 0.3 | 17,360 | 0.2 | 22,446 | 0.3 |
| 事務的職業 | 731,072 | - | 813,773 | - | 893,469 | - |
| 一般事務の職業 | 476,717 | 7.8 | 538,949 | 7.7 | 555,489 | 7.1 |
| 会計事務の職業 | 86,497 | 1.4 | 94,146 | 1.3 | 115,647 | 1.5 |
| 生産関連事務の職業 | 31,202 | 0.5 | 37,470 | 0.5 | 48,705 | 0.6 |
| 営業・販売関連事務の職業 | 105,791 | 1.7 | 110,826 | 1.6 | 135,295 | 1.7 |
| 外勤事務の職業 | 2,745 | 0.0 | 2,826 | 0.0 | 4,831 | 0.1 |
| 運輸・通信事務の職業 | 12,772 | 0.2 | 14,076 | 0.2 | 16,083 | 0.2 |
| 事務用機器操作の職業 | 15,348 | 0.3 | 15,480 | 0.2 | 17,419 | 0.2 |
| 販売の職業 | 847,171 | - | 941,897 | - | 1,032,746 | - |
| 商品販売の職業 | 751,552 | 12.2 | 834,574 | 11.9 | 895,276 | 11.4 |
| 販売類似の職業 | 95,619 | 1.6 | 107,323 | 1.5 | 137,470 | 1.8 |
| サービスの職業 | 953,994 | - | 1,025,507 | - | 1,216,914 | - |
| 家庭生活支援サービスの職業 | 144,310 | 2.4 | 157,124 | 2.2 | 178,550 | 2.3 |
| 生活衛生サービスの職業 | 117,038 | 1.9 | 130,178 | 1.9 | 147,230 | 1.9 |
| 飲食物調理の職業 | 295,646 | 4.8 | 325,871 | 4.7 | 404,418 | 5.2 |
| 接客・給仕の職業 | 316,881 | 5.2 | 321,440 | 4.6 | 362,316 | 4.6 |
| 居住施設・ビル等の管理の職業 | 34,039 | 0.6 | 38,885 | 0.6 | 51,949 | 0.7 |
| その他のサービスの職業 | 46,080 | 0.8 | 52,009 | 0.7 | 72,451 | 0.9 |
| 保安の職業 | 175,920 | 2.9 | 199,545 | 2.9 | 232,933 | 3.0 |
| 農林漁業の職業 | 46,537 | 0.8 | 55,744 | 0.8 | 58,465 | 0.7 |
| 運輸・通信の職業 | 341,494 | - | 374,973 | - | 416,176 | - |
| 鉄道運転の職業 | 209 | 0.0 | 136 | 0.0 | 335 | 0.0 |
| 自動車運転の職業 | 318,755 | 5.2 | 348,972 | 5.0 | 386,719 | 4.9 |
| 船舶・航空機運転の職業 | 210 | 0.0 | 227 | 0.0 | 343 | 0.0 |
| その他の運輸の職業 | 11,176 | 0.2 | 14,478 | 0.2 | 16,828 | 0.2 |
| 通信の職業 | 11,144 | 0.2 | 11,160 | 0.2 | 11,951 | 0.2 |
| 生産工程・労務の職業 | 1,383,178 | - | 1,628,429 | - | 1,781,583 | - |
| 金属材料製造の職業 | 12,639 | 0.2 | 15,694 | 0.2 | 13,395 | 0.2 |
| 化学製品製造の職業 | 12,293 | 0.2 | 14,090 | 0.2 | 13,409 | 0.2 |
| 窯業製品製造の職業 | 9,901 | 0.2 | 11,680 | 0.2 | 12,504 | 0.2 |
| 土石製品製造の職業 | 1,080 | 0.0 | 1,596 | 0.0 | 1,496 | 0.0 |
| 金属加工の職業 | 97,378 | 1.6 | 125,122 | 1.8 | 120,717 | 1.5 |
| 金属溶接・溶断の職業 | 19,222 | 0.3 | 24,551 | 0.4 | 23,095 | 0.3 |
| 一般機械器具組立・修理の職業 | 44,117 | 0.7 | 55,570 | 0.8 | 52,058 | 0.7 |
| 電気機械器具組立・修理の職業 | 75,916 | 1.2 | 66,477 | 1.0 | 56,868 | 0.7 |
| 輸送用機械組立・修理の職業 | 49,498 | 0.8 | 66,289 | 0.9 | 71,702 | 0.9 |
| 計器・光学機組立修理の職業 | 6,585 | 0.1 | 7,240 | 0.1 | 6,138 | 0.1 |
| 精穀・製粉・調味製造の職業 | 4,045 | 0.1 | 4,193 | 0.1 | 4,809 | 0.1 |
| 食料品製造の職業 | 128,654 | 2.1 | 148,915 | 2.1 | 157,454 | 2.0 |
| 飲料・たばこ製造の職業 | 3,446 | 0.1 | 4,409 | 0.1 | 5,399 | 0.1 |
| 紡織の職業 | 5,604 | 0.1 | 6,997 | 0.1 | 6,067 | 0.1 |
| 衣服・繊維製品製造の職業 | 28,715 | 0.5 | 35,846 | 0.5 | 37,513 | 0.5 |
| 木・竹・草・つる製品製造の職業 | 12,919 | 0.2 | 17,347 | 0.2 | 18,295 | 0.2 |
| パルプ・紙・紙製品製造の職業 | 9,470 | 0.2 | 9,964 | 0.1 | 10,251 | 0.1 |
| 印刷・製本の職業 | 15,436 | 0.3 | 15,839 | 0.2 | 17,323 | 0.2 |
| ゴム・プラスチック製品製造の職業 | 32,265 | 0.5 | 35,379 | 0.5 | 33,874 | 0.4 |
| 革・革製品製造の職業 | 1,306 | 0.0 | 1,817 | 0.0 | 1,905 | 0.0 |
| 装身具等製造の職業 | 3,092 | 0.1 | 3,119 | 0.0 | 3,096 | 0.0 |
| その他の製造制作の職業 | 57,048 | 0.9 | 66,231 | 0.9 | 90,495 | 1.2 |
| 定置・建設機械運転の職業 | 20,479 | 0.3 | 25,743 | 0.4 | 31,845 | 0.4 |
| 電気作業者 | 43,633 | 0.7 | 50,348 | 0.7 | 58,897 | 0.8 |
| 採掘の職業 | 1,115 | 0.0 | 1,416 | 0.0 | 937 | 0.0 |
| 建設躯体工事の職業 | 42,053 | 0.7 | 53,655 | 0.8 | 65,447 | 0.8 |
| 建設の職業 | 58,649 | 1.0 | 83,093 | 1.2 | 96,158 | 1.2 |
| 土木の職業 | 72,576 | 1.2 | 101,820 | 1.5 | 123,231 | 1.6 |
| 運搬労務の職業 | 172,159 | 2.8 | 195,709 | 2.8 | 216,311 | 2.8 |
| その他の労務の職業 | 341,885 | 5.6 | 378,280 | 5.4 | 430,894 | 5.5 |
| 分類不能の職業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」（一部加工）

## 職業別有効求人倍率（パートタイムを含む常用）

| | 22年計 | 23年計 | 24年計 |
|---|---|---|---|
| 職業計 | 0.48 | 0.59 | 0.72 |
| 専門的・技術的職業 | 1.01 | 1.29 | 1.42 |
| 機械・電気技術者 | 0.59 | 1.06 | 0.98 |
| 鉱工業技術者 | 0.39 | 0.53 | 0.39 |
| 建築・土木・測量技術者 | 0.84 | 1.34 | 2.12 |
| 情報処理技術者 | 0.60 | 1.01 | 1.34 |
| その他の技術者 | 0.28 | 0.45 | 0.43 |
| 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 | 5.47 | 5.59 | 6.50 |
| 保健師、助産師、看護師 | 2.48 | 2.72 | 2.78 |
| 医療技術者 | 1.81 | 2.18 | 2.47 |
| その他の保健医療の職業 | 0.81 | 0.97 | 1.15 |
| 社会福祉専門の職業 | 1.11 | 1.41 | 1.50 |
| 美術家、デザイナー、写真家 | 0.24 | 0.28 | 0.34 |
| その他の専門的職業 | 0.58 | 0.68 | 0.64 |
| 管理的職業 | 0.43 | 0.57 | 0.67 |
| 事務的職業 | 0.18 | 0.22 | 0.26 |
| 一般事務の職業 | 0.13 | 0.17 | 0.18 |
| 会計事務の職業 | 0.32 | 0.40 | 0.51 |
| 生産関連事務の職業 | 0.53 | 0.79 | 0.82 |
| 営業・販売関連事務の職業 | 0.57 | 0.64 | 0.64 |
| 外勤事務の職業 | 1.25 | 1.58 | 2.34 |
| 運輸・通信事務の職業 | 1.22 | 1.55 | 1.64 |
| 事務用機器操作の職業 | 0.42 | 0.48 | 0.48 |
| 販売の職業 | 0.58 | 0.74 | 0.91 |
| 商品販売の職業 | 0.53 | 0.68 | 0.83 |
| 販売類似の職業 | 1.83 | 2.22 | 2.28 |
| サービスの職業 | 1.10 | 1.21 | 1.53 |
| 家庭生活支援サービスの職業 | 1.23 | 1.31 | 1.85 |
| 生活衛生サービスの職業 | 1.65 | 1.54 | 1.90 |
| 飲食物調理の職業 | 0.84 | 1.01 | 1.34 |
| 接客・給仕の職業 | 1.49 | 1.60 | 2.11 |
| 居住施設・ビル等の管理の職業 | 0.34 | 0.45 | 0.53 |
| その他のサービスの職業 | 0.91 | 0.99 | 1.04 |
| 保安の職業 | 2.13 | 2.84 | 3.52 |
| 農林漁業の職業 | 0.59 | 0.79 | 0.82 |
| 運輸・通信の職業 | 0.76 | 0.98 | 1.24 |
| 鉄道運転の職業 | 0.18 | 0.18 | 0.39 |
| 自動車運転の職業 | 0.82 | 1.07 | 1.36 |
| 船舶・航空機運転の職業 | 0.12 | 0.12 | 0.41 |
| その他の運輸の職業 | 0.22 | 0.35 | 0.41 |
| 通信の職業 | 0.68 | 0.80 | 0.94 |
| 生産工程・労務の職業 | 0.34 | 0.48 | 0.60 |
| 金属材料製造の職業 | 0.44 | 0.70 | 0.41 |
| 化学製品製造の職業 | 0.56 | 0.74 | 0.25 |
| 窯業製品製造の職業 | 0.72 | 1.19 | 1.26 |
| 土石製品製造の職業 | 0.51 | 1.03 | 1.60 |
| 金属加工の職業 | 0.56 | 0.99 | 1.01 |
| 金属溶接・溶断の職業 | 0.41 | 0.76 | 1.23 |
| 一般機械器具組立・修理の職業 | 0.21 | 0.34 | 0.28 |
| 電気機械器具組立・修理の職業 | 0.31 | 0.37 | 0.37 |
| 輸送用機械組立・修理の職業 | 0.41 | 0.67 | 0.80 |
| 計器・光学機組立修理の職業 | 0.71 | 0.96 | 1.07 |
| 精般・製粉・調味製造の職業 | 0.64 | 0.72 | 0.57 |
| 食料品製造の職業 | 0.68 | 0.82 | 0.99 |
| 飲料・たばこ製造の職業 | 0.70 | 1.14 | 1.44 |
| 紡織の職業 | 0.61 | 1.11 | 1.08 |
| 衣服・繊維製品製造の職業 | 0.64 | 1.05 | 1.02 |
| 木・竹・草・つる製品製造の職業 | 0.36 | 0.67 | 0.82 |
| パルプ・紙・紙製品製造の職業 | 0.68 | 0.86 | 1.02 |
| 印刷・製本の職業 | 0.32 | 0.40 | 0.48 |
| ゴム・プラスチック製品製造の職業 | 0.88 | 1.28 | 1.33 |
| 革・革製品製造の職業 | 0.35 | 0.61 | 0.96 |
| 装身具等製造の職業 | 0.42 | 0.56 | 0.78 |
| その他の製造制作の職業 | 0.25 | 0.37 | 0.61 |
| 定置・建設機械運転の職業 | 0.50 | 0.74 | 1.07 |
| 電気作業者 | 0.85 | 1.20 | 1.45 |
| 採掘の職業 | 0.29 | 0.45 | 0.42 |
| 建設躯体工事の職業 | 1.62 | 3.04 | 4.63 |
| 建設の職業 | 0.66 | 1.27 | 1.81 |
| 土木の職業 | 0.59 | 1.00 | 1.52 |
| 運搬労務の職業 | 0.43 | 0.60 | 0.71 |
| その他の労務の職業 | 0.17 | 0.22 | 0.31 |
| 分類不能の職業 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

# ２　職業能力評価に係る各種制度と活用実態等

# 職業能力評価制度の概要

| | 技能検定 | 認定技能審査 | 認定社内検定 | 職業能力評価基準 |
|---|---|---|---|---|
| 根拠 | 職業能力開発促進法第44条 | 技能審査認定規程（48年告示） | 社内検定認定規定（59年告示） | 法令規定なし |
| 概要 | 大臣（又は都道府県知事）が、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。 | 非営利団体が実施する技能審査のうち、技能振興上推奨すべきものを大臣が認定する制度。<br>（技能審査：労働者の有する職業知識・技能を審査し証明する） | 事業主等が、雇用する労働者に対して実施する検定のうち、技能振興上推奨すべきものを大臣が認定する制度。<br>なお、社内検定自体は、大臣認定を受けなくても事業主等が実施することはできる。 | 労働者の職業能力を共通のモノサシで評価できる様、業種・職種・職務別に必要な能力水準を示した基準。<br>あくまでも基準のみであって、具体的な試験問題、活用方法等が予め組み込まれたものではない。 |
| 対象職種等 | 企業横断的・業界標準的な普遍性を有する、技能および知識を客観的に評価できる、対象労働者が全国的に相当数存在する等といった職種。 | 企業間で共通性のある技能であるが、技能労働者が少ない、特定地域にのみ存在する、技能の幅が狭い等といった職種。<br>技能検定とは競合しないこと。 | 個別企業において、先端的な技能、特有な技能など。<br>技能検定を補完するものであること。 | 業種別に幅広い業種を対象とし、業種横断的な経理・人事等の事務系職種についても整備。 |
| 被評価・受検対象者 | 一定以上の実務経験年数を有する者など。 | 一定以上の実務経験年数を有する者など。 | 事業主（事業主団体等の場合は、その構成員である事業主）に雇用される労働者に限定。<br>（系列企業の労働者や団体傘下の一人親方等も可） | 労働者、求職者（だれでもよく、評価基準を用いる実施者に委ねられる） |
| 評価方法 | 具体的な試験基準、試験採点基準、試験実施要領、評価者の選任基準等を定める必要がある。<br>試験は、実技試験＋学科試験<br>・実技試験は、実際に作業等を行わせて技能程度を検定する。<br>・学科試験は、作業の遂行に必要な正しい判断力及び知識の有無を判定する。 | | | 評価基準は、業界内での標準的な基準。各企業で適当にカスタマイズして活用する。<br>継続的観察による評価でも、試験方式による評価でも可。 |
| 実施機関 | ○都道府県及び職能開協会<br>○指定試験機関<br>・事業主団体、その連合団体<br>・一般社団法人、一般財団法人<br>・法人である労働組合<br>・営利を目的としない法人<br>＊職種の新設は、原則、指定試験機関によること。 | ○非営利団体<br>＊平成12年行革大綱等に基づき、公益法人が実施する技能審査は認定廃止（13年に14職種を廃止<br>→うち3職種は指定試験機関制度による技能検定へ）。<br>＊非営利団体が実施する技能審査についても（局長通達により）新規認定は行わない。 | ○事業主<br>○事業主団体又はその連合団体<br>なお、平成12年行革大綱等に基づき、公益法人は対象外。 | 国が関係団体の協力を得て実施。 |
| 現状 | 128職種 | 8団体9職種 | 42事業主等122職種 | 50業種、事務系9職種 |

# 技能検定制度の概要

○技能検定制度は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。
職業能力開発促進法に基づき昭和34年度から実施。

○技能検定は、職種ごとに、実技試験と学科試験により実施。
検定職種は、平成25年４月１日現在128職種であり、大きく分けて
①等級に区分するもの（特級、１級、２級、３級、基礎１級及び基礎２級）
②等級に区分しないもの（単一等級）
の２種類が存在する。技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。

○技能検定の実施状況は、平成24年度には全国で約75万人の受検申請があり、約28万人が合格。
制度開始から累計約519万人（延べ）が資格を取得。

○平成13年度から指定試験機関制度を導入（平成25年４月１日現在14職種）

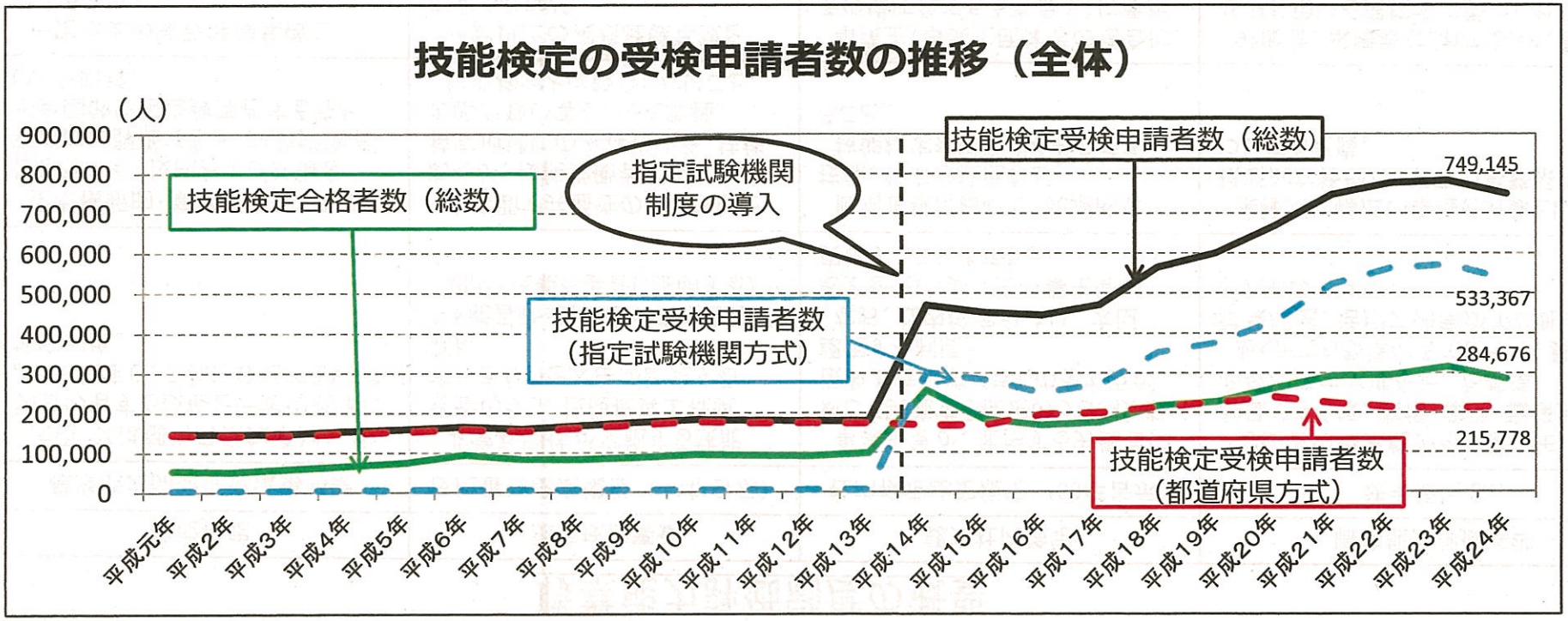

# 技能検定職種一覧表（１２８職種）

平成25年4月1日現在

（注　：下線の14職種については、指定試験機関（民間機関）において実施。）

| | 技能検定職種 |
|---|---|
| 建設関係 | 造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ |
| 窯業・土石関係 | 陶磁器製造 |
| 金属加工関係 | 金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験 |
| 一般機械器具関係 | 機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図 |
| 電気・精密機械器具関係 | 電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図 |
| 食料品関係 | パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造 |
| 衣服・繊維製品関係 | 染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製 |
| 木材・木製品・紙加工品関係 | 機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装 |
| プラスチック製品関係 | プラスチック成形、強化プラスチック成形 |
| 貴金属・装身具関係 | 時計修理、貴金属装身具製作 |
| 印刷製本関係 | 製版、印刷、製本 |
| その他 | ウェブデザイン、キャリア・コンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、着付け、レストランサービス、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、ハウスクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾 |

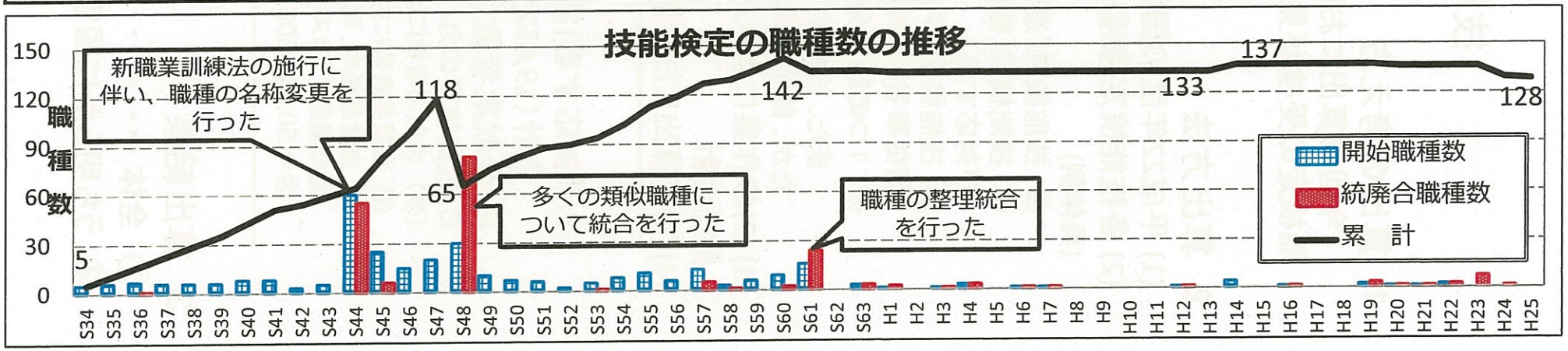

# 技能検定のカバレッジについて

## 1　算出の考え方

今回の算出において「技能検定のカバレッジ」とは、「全就業者中、技能検定の受検が見込まれる就業者の割合」と定義する。

## 2　算出方法

(1) 平成22年度の国勢調査（総務省統計局。速報値）を使用

(2) 各技能検定職種について、検定職種に対応する職業分類を選定

(具体例)

- 技能検定「造園」職種には、職業分類「植木職、造園師」が対応する。
- 技能検定「機械加工」職種には、職業分類「金属工作機械作業従事者」が対応する。
- 技能検定「ファイナンシャル・プランニング」職種には、職業分類「会計事務従事者」が対応する。

※　1つの職業分類に対し、複数の技能検定職種が対応するものもある。

また、技能検定職種については、極力1つの職業分類を選定するよう試みたが、鉄道車両製造・整備のみ複数の職業分類を選定している。

(3) (2)の作業により対応する技能検定職種が存在する職業分類の就業者数を合計

(4) (3)で算出した合計を全就業者数で除した商を算出

$$C = A \div B \times 100(\%)$$

A:「対応する」技能検定職種が存在する職業分類の就業者数の合計（19,652,300人）

B:全就業者数（※）

C:技能検定のカバレッジ

（※）全就業者数には、それぞれ以下の数値を入れる。

① 全就業者数に対するカバレッジを算出する場合 ⇒ 58,294,700人

② 全就業者中、明らかに国家検定試験がなじまない職業（ライセンス型、公務員型の職業、プロスポーツ選手、芸術家、宗教家等）に従事する就業者数を除く場合⇒ 50,747,500人

## 3　算出結果

① 全体 …… 33.7%

② うち明らかに国家検定試験がなじまない職業を除く …… 38.7%

平成22年度国勢調査（速報値）

明らかに国家検定試験がなじまない職業

| 職業分類（小分類） | 就業者数 | 該当する技能検定職種の有無 | 該当する技能検定職種 |
|---|---|---|---|
| 総数（職業小分類） | 58,294,700 | 33.71% | |
| うち明らかに国家検定試験がなじまない職業除く | 50,747,500 | 38.73% | |
| 1 管理的公務員 | 62,400 | | |
| 2 会社役員 | 1,133,700 | | |
| 3 その他の法人・団体役員 | 58,200 | | |
| 4 法人・団体管理的職業従事者 | 211,800 | | |
| 5 他に分類されない管理的職業従事者 | 69,500 | | |
| 6 自然科学系研究者 | 105,300 | | |
| 7 人文・社会科学系等研究者 | 5,000 | | |
| 8 農林水産・食品技術者 | 44,400 | | |
| 9 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く） | 298,800 | | |
| 10 機械技術者 | 220,900 | ○ | 知的財産管理 |
| 11 輸送用機器技術者 | 99,100 | | |
| 12 金属技術者 | 23,100 | | |
| 13 化学技術者 | 75,700 | | |
| 14 建築技術者 | 247,800 | | |
| 15 土木・測量技術者 | 228,300 | | |
| 16 システムコンサルタント・設計者 | 484,000 | | |
| 17 ソフトウェア作成者 | 292,000 | | |
| 18 その他の情報処理・通信技術者 | 110,700 | ○ | 情報配線施工 |
| 19 その他の技術者 | 67,300 | | |
| 20 医師 | 266,600 | | |
| 21 歯科医師 | 94,500 | | |
| 22 獣医師 | 20,800 | | |
| 23 薬剤師 | 206,600 | | |
| 24 保健師 | 35,500 | | |
| 25 助産師 | 24,700 | | |
| 26 看護師（准看護師を含む） | 1,189,500 | | |
| 27 理学療法士・作業療法士 | 47,000 | | |
| 28 臨床検査技師 | 66,600 | | |
| 29 理学療法士・作業療法士 | 97,100 | | |
| 30 視能訓練士・言語聴覚士 | 15,300 | | |
| 31 歯科衛生士 | 296,500 | | |
| 32 歯科技工士 | 45,200 | | |
| 33 栄養士 | 102,100 | | |
| 34 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師 | 110,400 | | |
| 35 その他の保健医療従事者 | 147,800 | ○ | 義肢・装具製作 |
| 36 保育士 | 483,500 | | |
| 37 その他の社会福祉専門職業従事者 | 361,900 | | |
| 38 教員（高等教育機関・専修学校・各種学校を除く） | 526,100 | | |
| 39 保育教諭（幼稚園教諭を含む） | 122,700 | | |
| 40 その他の法務従事者 | 29,100 | | |
| 41 公認会計士 | 219,100 | | |
| 42 税理士 | 57,300 | | |
| 43 社会保険労務士 | 16,900 | | |
| 44 その他の経営・金融・保険専門職業従事者 | 61,800 | | |
| 45 幼稚園教員 | 105,100 | | |
| 46 小学校教員 | 407,500 | | |
| 47 中学校教員 | 252,200 | | |
| 48 高等学校教員 | 279,700 | | |
| 49 特別支援学校教員 | 71,900 | | |
| 50 大学教員 | 165,300 | | |
| 51 その他の教員 | 118,900 | | |
| 52 宗教家 | 136,600 | | |
| 53 著述家 | 26,600 | | |
| 54 記者，編集者 | 84,900 | | |
| 55 彫刻家，画家，工芸美術家 | 28,800 | | |
| 56 デザイナー | 188,600 | ○ | ウェブデザイン |
| 57 写真撮影者 | 68,000 | | |
| 58 産業カメラマン | 23,800 | | |
| 59 舞踊家・俳優・芸能人・出演者・演者 | 52,100 | | |
| 60 図書館司書・学芸員 | 30,900 | | |
| 61 個人教師（音楽） | 77,300 | | |
| 62 個人教師（舞踊，俳優，演出，演芸） | 23,600 | | |
| 63 個人教師（スポーツ） | 99,000 | | |
| 64 個人教師（学習指導） | 176,400 | | |
| 65 個人教師（他に分類されないもの） | 121,800 | | |
| 66 職業スポーツ従事者 | 11,300 | | |
| 67 通信機器操作従事者 | 17,100 | | |
| 68 他に分類されない専門的職業従事者 | 207,800 | ○ | ピアノ調律、キャリア・コンサルタント |
| 69 庶務・人事事務員 | 941,000 | | |
| 70 受付・案内事務員 | 358,200 | ○ | 金融窓口サービス |
| 71 電話応接事務員 | 243,000 | | |
| 72 総合事務員 | 3,015,500 | | |
| 73 その他の一般事務従事者 | 3,175,000 | | |
| 74 会計事務従事者 | 1,674,800 | ○ | ファイナンシャル・プランニング |
| 75 生産関連事務従事者 | 540,700 | | |
| 76 営業・販売事務従事者 | 526,400 | | |
| 77 集金人 | 32,400 | | |
| 78 調査員 | 80,700 | | |
| 79 その他の外勤事務従事者 | 39,800 | | |
| 80 運輸事務員 | 189,600 | | |
| 81 郵便事務員 | 167,000 | | |
| 82 パーソナルコンピュータ操作員 | 85,000 | | |
| 83 データ・エントリー装置操作員 | 149,000 | | |
| 84 その他の事務用機器操作員 | 27,300 | | |
| 85 小売店主・店長 | 463,400 | | |
| 86 卸売店主・店長 | 63,300 | | |
| 87 販売店員 | 3,560,600 | ○ | 商品装飾展示 |
| 88 商品訪問・移動販売従事者 | 46,700 | | |

| 職業分類(小分類) | 就業者数 | 該当する技能検定職種の有無 | 該当する技能検定職種 |
|---|---|---|---|
| 89 再生資源回収・卸売従事者 | 22,200 | | |
| 90 商品仕入外交員 | 53,100 | | |
| 91 不動産仲介・売買人 | 97,800 | | |
| 92 保険代理・仲立人(ブローカー) | 47,300 | | |
| 93 その他の販売類似職業従事者 | 329,600 | | |
| 94 医薬品営業職業従事者 | 103,000 | | |
| 95 機械器具・通信・システム営業職業従事者 | 687,200 | | |
| 96 金融・保険営業職業従事者 | 521,000 | | |
| 97 不動産営業職業従事者 | 109,500 | | |
| 98 その他の営業職業従事者 | 1,908,000 | | |
| 99 家政婦(夫), 家事手伝い | 18,300 | | |
| 100 その他の家庭生活支援サービス職業従事者 | 8,100 | | |
| 101 介護職員(医療・福祉施設等) | 984,100 | | |
| 102 訪問介護従事者 | 268,700 | | |
| 103 看護助手 | 153,700 | | |
| 104 その他の保健医療サービス職業従事者 | 177,700 | | |
| 105 理容師 | 191,100 | | |
| 106 美容師 | 379,700 | | |
| 107 美容サービス従事者(美容師を除く) | 106,900 | ○ | 着付け |
| 108 浴場従事者 | 42,500 | | |
| 109 クリーニング職, 洗張職 | 137,200 | | |
| 110 調理人 | 1,962,200 | ○ | 調理 |
| 111 バーテンダー | 8,500 | | |
| 112 飲食店主・店長 | 152,400 | | |
| 113 旅館主・支配人 | 25,900 | | |
| 114 飲食物給仕・身の回り世話従事者 | 988,900 | ○ | レストランサービス |
| 115 接客社交従事者 | 37,600 | | |
| 116 娯楽場等接客員 | 468,300 | | |
| 117 マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人 | 124,800 | | |
| 118 ビル管理人 | 56,900 | | |
| 119 駐車場管理人 | 68,800 | | |
| 120 旅行・観光案内人 | 19,500 | | |
| 121 物品一時預り人 | 2,700 | | |
| 122 物品賃貸人 | 69,400 | | |
| 123 広告宣伝員 | 30,200 | | |
| 124 葬儀師, 火葬作業員 | 43,500 | | |
| 125 他に分類されないサービス職業従事者 | 309,000 | | |
| [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 131 他に分類されない保安職業従事者 | 90,200 | | |
| 132 農耕従事者 | 1,874,000 | | |
| 133 養畜従事者 | 180,200 | | |
| 134 植木職, 造園師 | 138,500 | ○ | 園芸装飾、造園 |
| 135 その他の農業従事者 | 6,000 | | |
| 136 育林従事者 | 24,600 | | |
| 137 伐木・造材・集材従事者 | 21,400 | | |
| 138 その他の林業従事者 | 4,500 | | |
| 139 漁労従事者 | 88,800 | | |
| 140 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船) | 9,800 | | |
| 141 海藻・貝採取従事者 | 14,100 | | |
| 142 水産養殖従事者 | 47,300 | | |
| 143 その他の漁業従事者 | 6,300 | | |
| 144 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者 | 46,300 | ○ | 金属溶解 |
| 145 鋳物製造・鍛造従事者 | 45,800 | ○ | 鋳造、鍛造、ダイカスト |
| 146 金属工作機械作業従事者 | 177,500 | ○ | 機械加工、放電加工 |
| 147 金属プレス従事者 | 81,100 | ○ | 金型製作、金属プレス加工 |
| 148 鉄工, 製缶従事者 | 73,400 | ○ | 鉄工 |
| 149 板金従事者 | 98,200 | ○ | 建築板金、工場板金 |
| 150 金属彫刻・表面処理従事者 | 40,800 | ○ | めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、仕上げ |
| 151 金属溶接・溶断従事者 | 189,300 | | |
| 152 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品) | 509,700 | ○ | 金属熱処理、粉末冶金、金属ばね製造、ロープ加工 |
| 153 化学製品製造従事者 | 223,900 | ○ | 化学分析 |
| 154 窯業・土石製品製造従事者 | 167,200 | ○ | 石材施工、陶磁器製造 |
| 155 食料品製造従事者 | 1,280,400 | ○ | パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造 |
| 156 飲料・たばこ製造従事者 | 46,700 | ○ | 酒造 |
| 157 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 | 370,900 | ○ | 染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布帛縫製 |
| 158 木・紙製品製造従事者 | 326,200 | ○ | 機械木工、木型製作、紙器・段ボール箱製造 |
| 159 印刷・製本従事者 | 245,100 | ○ | 製版、印刷、製本 |
| 160 ゴム・プラスチック製品製造従事者 | 313,700 | ○ | プラスチック製造、強化プラスチック製造 |
| 161 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) | 352,900 | ○ | 家具製作、表装、印章彫刻、フラワー装飾、貴金属装身具製作、塗料調色 |
| 162 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 | 340,900 | ○ | 内燃機関組立て、空気圧装置組立て |
| 163 電気機械器具組立従事者 | 584,900 | ○ | 電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造 |
| 164 自動車組立従事者 | 291,600 | | |
| 165 輸送機械組立従事者(自動車を除く) | 56,800 | ○ | 鉄道車輌製造・整備 |
| 166 計量計測機器・光学機械器具組立従事者 | 76,500 | ○ | 光学機器製造、複写機組立て |
| 167 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 | 386,700 | ○ | 切削工具研削、機械保全、産業車両整備、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備 |
| 168 電気機械器具整備・修理従事者 | 133,500 | ○ | 自動販売機調整 |
| 169 自動車整備・修理従事者 | 441,100 | | |
| 170 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く) | 64,400 | ○ | 鉄道車輌製造・整備 |
| 171 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者 | 18,700 | ○ | 時計修理 |
| 172 金属製品検査従事者 | 91,700 | ○ | 金属材料試験 |
| 173 化学製品検査従事者 | 42,000 | | |
| 174 窯業・土石製品検査従事者 | 27,000 | | |
| 175 食料品検査従事者 | 52,000 | | |
| 176 飲料・たばこ検査従事者 | 8,600 | | |
| 177 紡織・衣服・繊維製品検査従事者 | 32,600 | | |

| 職業分類(小分類) | 就業者数 | 該当する技能検定職種の有無 | 該当する技能検定職種 |
|---|---|---|---|
| 178 木・紙製品検査従事者 | 18,100 | | |
| 179 印刷・製本検査従事者 | 17,100 | | |
| 180 ゴム・プラスチック製品検査従事者 | 80,400 | | |
| 181 その他の製品検査従事者 | 30,200 | | |
| 182 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者 | 62,200 | ○ | 機械検査、ビル設備管理、産業洗浄 |
| 183 電気機械器具検査従事者 | 163,700 | | |
| 184 自動車検査従事者 | 61,700 | | |
| 185 輸送機械検査従事者(自動車を除く) | 9,500 | ○ | 鉄道車輌製造・整備 |
| 186 計量計測機器・光学機械器具検査従事者 | 18,400 | | |
| 187 画工, 塗装・看板制作従事者 | 257,800 | ○ | 塗装、路面標示施工、テクニカルイラストレーション、広告美術仕上げ、写真、機械・プラント製図、電気製図 |
| 188 生産関連作業従事者(画工, 塗装・看板制作を除く) | 295,500 | | |
| 189 生産類似作業従事者 | 70,800 | | |
| 190 鉄道運転従事者 | 39,000 | | |
| 191 自動車運転従事者 | 1,517,800 | | |
| 192 船舶・航空機運転士(運労船を除く)・水先人 | 17,700 | | |
| 193 船舶機関士・航空機関士(運労船を除く) | 7,900 | | |
| 194 機関士・機関員 | 5,800 | | |
| 195 車掌 | 25,700 | | |
| 196 甲板員, 船舶技士・機関員 | 16,200 | | |
| 197 他に分類されない輸送従事者 | 103,100 | | |
| 198 発電員, 変電員 | 46,700 | | |
| 199 ボイラーオペレーター | 13,900 | | |
| 200 クレーン・ウインチ運転従事者 | 52,200 | | |
| 201 建設機械・荷役機械運転従事者 | 98,400 | | |
| 202 その他の定置・建設機械運転従事者 | 154,200 | | |
| 203 型枠大工 | 49,200 | ○ | 型枠施工 |
| 204 とび職 | 100,900 | ○ | とび |
| 205 鉄筋作業従事者 | 38,000 | ○ | 鉄筋施工 |
| 206 大工 | 397,400 | ○ | 建築大工、枠組壁建築 |
| 207 ブロック積・タイル張従事者 | 32,900 | ○ | 築炉、ブロック建築、タイル張り |
| 208 屋根ふき従事者 | 19,100 | ○ | かわらぶき |
| 209 左官 | 87,400 | ○ | 左官 |
| 210 畳職 | 16,900 | ○ | 畳製作 |
| 211 配管従事者 | 258,900 | ○ | 配管 |
| 212 土木従事者 | 511,400 | ○ | コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工 |
| 213 鉄道線路工事従事者 | 24,800 | | |
| 214 その他の建設・土木作業従事者 | 534,400 | ○ | さく井、エーエルシーパネル施工、厨房設備施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ガラス用フィルム施工 |
| 215 電線架線・敷設従事者 | 55,100 | | |
| 216 電気通信設備工事従事者 | 103,100 | | |
| 217 その他の電気工事従事者 | 411,500 | ○ | 冷凍空気調和機器施工 |
| 218 砂利・砂・粘土採取従事者 | 1,100 | | |
| 219 その他の採掘従事者 | 3,800 | | |
| 220 郵便・電報外務員 | 128,000 | | |
| 221 船内・沿岸荷役従事者 | 16,200 | | |
| 222 陸上荷役・運搬従事者 | 224,500 | | |
| 223 倉庫作業従事者 | 198,700 | | |
| 224 配達員 | 770,500 | | |
| 225 荷造従事者 | 246,100 | | |
| 226 ビル・建物清掃員 | 730,400 | ○ | ビルクリーニング |
| 227 廃棄物処理従事者 | 110,300 | | |
| 228 ハウスクリーニング職 | 18,500 | ○ | ハウスクリーニング |
| 229 その他の清掃従事者 | 127,600 | | |
| 230 包装従事者 | 296,100 | ○ | 工業包装 |
| 231 その他の運搬・清掃・包装等従事者 | 922,000 | | |
| 232 分類不能の職業 | 1,606,500 | | |

# 企業等における技能検定等職業能力評価の活用状況

○職業能力評価を実施している事業所は全体の66.2%。
（職業能力評価：職業に必要となる技能や能力の評価のうち、会社が独自に作成した評価基準や業界団体で作成した評価基準、或いは、既存の各種資格に基づいて評価が行われているもの。）
○職業能力評価を行っている事業所で、資格を利用している事業所は、全体の53.2%。利用されている資格（複数回答可）は国などが認定する公的資格が67.2%で最も多く、技能検定の利用は43.3%。

○技能検定を知っている事業所は全体の51.0%。業種別にみると、製造業（65.5%）、建設業（64.8%）。
○技能検定の利点については「労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ」が86.8%で最も多く、「採用、配置転換、昇進などに活用できる」は42.3%。

※（資料出所）平成24年度能力開発基本調査（厚生労働省職業能力開発局）



**【企業ヒアリング（能力評価課が実施中）時のコメント例】**

「職業意識や職業能力の向上に役立つ」という意見

（建設業）
プレッシャーがないと技能向上に取り組みにくいものだが、技能検定受検は技能向上に役立っている。
（製造業）
技能検定受検により、会社全体の技能の底上げにつながる。

「採用、配置転換、昇進などに活用できる」という意見

（サービス業）
従業員台帳に取得資格が書かれているので、人事配置の参考にしている。
（製造業）
採用時や昇進時に、補助的な要件として技能検定を参考にしている。

「職業能力評価は技能検定のみに限らない」という意見

（建設業）
技能検定を持っていることも中途採用における評価の一要素であるが、それよりも当人の今までの経験が会社の仕事内容に合うことを重視している。
（製造業）
幅広い作業ができるわけではなく、会社において求める技能が違っている。

**以上より**

○相当数の企業が技能検定を職業能力評価のツールとして利用しているが、個々の企業現場では、同じ職種でも異なる作業があることなどから、技能士資格を有することだけで、その職種の全ての仕事ができることを示すものではないとの認識もある。
○技能検定は、採用、配置転換、昇進などの各側面における活用のみならず、職業意識の観点からも職業能力の向上や、人材育成に活用されているが、より具体的な活用実態等については、さらに分析が必要。

# 認定技能審査について

## 制度の概要

①技能審査認定規程（昭和48年労働省告示第54号）に基づく制度
②一般社団法人又は一般財団法人以外の者であって営利を目的としない団体が実施する技能審査であって、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する
（平成25年４月１日現在、８団体等９職種を認定。平成14～23年度で延べ約4万人が合格）
※行政改革大綱（平成12年12月１日閣議決定）において、公益法人の実施する事務・事業に対する国の推薦（いわゆる「お墨付き」）について廃止することとされたことから、公益法人は対象外
③指定試験機関制度による技能検定職種の拡大を図ることとしていることから、新規の認定は行わない
④現在認定されているものは以下のとおり。

○全国的に実施されているもの

・印刷営業
・圧入施工
・葬祭ディレクター
・CADトレース
・コンクリート等切断穿孔

○特定地域でのみ実施されているもの

・神奈川県箱根細工
・神奈川県鎌倉彫
・新潟県村上木彫堆朱彫刻
・富山県井波木彫刻

## 認定の基準

○営利を目的とするものでないこと
○技能検定と競合するものでないこと

技能検定を行うことが必ずしも適当でない職種及び技能検定の実施の困難な職種について行う。
①技能労働者数の少ない職種
②全国統一的な技能評価が困難な地域的特殊性の強い職種
③特定地域のみに存在する職種
④技能内容が複雑多岐にわたり、当該職種の全分野について技能検定を実施することが困難な職種
⑤技能の幅が狭い等比較的容易に技能を習得できる職種
⑥技能検定職種の中で従業者の少ない作業等職種のたて方からみて技能検定を補充する職種

○審査基準が適切であること
○毎年１回以上実施されること　他

# 認定社内検定について

## 制度の概要

①社内検定認定規定（昭和59年労働省告示第88号）に基づく制度
②事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体（以下「事業主等」という。）が雇用する労働者の有する職業能力の程度を検定する制度であって、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する
（平成25年4月1日現在、42事業主等122職種を認定。平成14～23年度で延べ約15万人が合格）

○事業主の団体（業界）が実施している例
全日本美容業生活衛生同業組合連合会社内検定
日本ロックセキュリティ協同組合社内技能検定
四国タオル工業組合社内検定　等

## 認定の基準

○直接営利を目的とするものでないこと
○技能検定を補完するものであること（具体的には以下を踏まえ、個別に判断）

> ○技能検定に該当する職種がないこと
> ○企業特有の技能を対象としており、技能検定の既存職種を補完するものであること
> ○技能検定のように１職種１作業の専門技能を求めるものではなく、幅広い技能、複合的な技能を対象としているものであること

○検定の基準が適切であること
○毎年１回以上実施されること　他

# 職業能力評価基準

## 1. 概要

○ 職業能力評価基準は、サービス産業の増加など産業構造の変化や労働移動の増加の下で、**職業能力が適切に評価される社会基盤づくり**として、平成14年から**国と業界団体と連携**の下で策定に着手。

○ 技能検定制度がカバーしていない分野を含めた**幅広い業種・職種を対象**に、各企業において、この**基準をカスタマイズ**の上、**能力開発指針、職能要件書及び採用選考時の基準などに活用**することを想定。

## 2. 内容

○ 仕事をこなすために必要な**「知識」**や**「技術・技能」に加えて**、どのように行動すべきかといった**「職務遂行能力」**を、担当者から組織・部門の責任者まで4つのレベルに設定し、整理・体系化。

○ 平成20年度からは、ジョブ・カード制度で使用する「モデル評価シート」に成果を活用するとともに、平成22年度からは、人材育成のための活用ツールとして「キャリアマップ」及び「職業能力評価シート」を作成。

## 3. 実績

○ 業種横断的な経理・人事等の事務系**9職種**、電気機械器具製造業、ホテル業など**50業種**で完成。（平成25年度現在）

（業種ごとの策定状況）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **建設業関係（7業種）** | 型枠工事業 16年10月完成 | 鉄筋工事業 16年10月完成 | 防水工事業 17年5月完成 | 左官工事業 17年12月完成 | 造園工事業 17年12月完成 | 総合工事業 18年4月完成 | 電気通信工事業 20年8月完成 | **製造業関係（12業種）** | 電気機械器具製造業 16年6月完成 | プラスチック製品製造業 16年9月完成 | フルードパワー業 16年10月完成 | ファインセラミックス製品製造業 17年3月完成 | 自動車製造業 17年8月完成 | 光学機器製造業 17年9月完成 |
| パン製造業 18年2月完成 | 軽金属製品製造業 19年3月完成 | 鍛造業 19年10月完成 | 金属プレス加工業 20年3月完成 | 石油精製業 20年12月完成 | ねじ製造業 24年5月完成 | **運輸業関係（2業種）** | ロジスティックス分野 17年5月完成 | マテリアル・ハンドリング業 21年7月完成 | **卸売・小売業関係（6業種）** | スーパーマーケット業 16年12月完成 | 卸売業 19年10月完成 | DIY業 20年2月完成 | コンビニエンスストア業 20年3月完成 | 専門店業 20年8月完成 |
| 百貨店業 25年5月完成 | **金融・保険業関係（1業種）** | クレジットカード業 20年2月完成 | **サービス業関係（14業種）** | ホテル業 16年9月完成 | 市場調査業 17年7月完成 | 外食産業 17年7月完成 | 広告業 17年9月完成 | フィットネス産業 18年2月完成 | クリーニング業 19年3月完成 | 在宅介護業 19年3月完成 | ボウリング場業 19年3月完成 | 写真館業 19年3月完成 | 産業廃棄物処理業 20年3月完成 | ビルメンテナンス業 21年2月完成 |
| 旅館業 22年12月完成 | 施設介護業 22年12月完成 | 添乗サービス業 24年5月完成 | **その他（8業種）** | 印刷業 16年9月完成 | アパレル業 17年3月完成 | エンジニアリング業 17年12月完成 | 自動販売機製造・管理運営業 20年2月完成 | イベント産業 20年12月完成 | プラントメンテナンス業 23年5月完成 | ウェブ・コンテンツ制作業（モバイル） 23年5月完成 | 屋外広告業 24年5月完成 | | | |

業種横断的な事務系職種（20年6月改訂）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経営戦略 | 人事・人材開発・労務管理 | 企業法務・総務・広報 | 経理・財務管理 | 経営情報システム | 営業・マーケティング・広告 | 生産管理 | ロジスティクス | 国際事業 |

# 職業能力評価基準

職業能力評価基準とは、業種別、職種・職務別に必要とされる能力を、担当者から組織・部門の責任者に必要とされる能力水準まで4つのレベルを設定し整理・体系化したものであり、これまで事務系職種9種及び業種別50業種を策定

## 代表例～スーパーマーケット業～

### 様式１　全体構成

| 職種 | 職務 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 |
|---|---|---|---|---|---|
| 販売 | 販売 | ■ | ■ | | |
| | 販売・加工 | ■ | ■ | | |
| | チェッカー | ■ | ■ | | |
| | ストアマネジメント | | | ■ | |
| 店舗運営 | 店舗運営 | | | ■ | ■ |
| 商品開発・仕入れ | 商品開発・仕入れ | | | ■ | ■ |
| 営業企画 | 営業企画 | | | ■ | ■ |

### 様式２　「販売職種」能力ユニット一覧

**職種：販売**

**仕事内容**：店舗における管理、販売、調理・加工、チェックアウト業務を行う仕事。業務内容に応じて「販売」、「販売・加工」、「チェッカー」及び「ストアマネジメント」の４つの職務に区分される。

**＜共通能力ユニット＞**

| 職務 | 能力ユニット名 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | レベル４ |
|---|---|---|---|---|---|
| 職務共通 | コンプライアンス（店舗） | ■ | ■ | ■ | |
| | CS（顧客満足）の推進（店舗） | ■ | ■ | ■ | |
| | 地域社会への貢献（店舗） | ■ | ■ | ■ | |
| | ⋮ | ■ | ■ | ■ | |

**＜選択能力ユニット＞**

| 職務 | 能力ユニット名 | レベル１ | レベル２ | レベル３ | レベル４ |
|---|---|---|---|---|---|
| 販売 | 対面販売 | ■ | | | |
| | 発注・在庫管理 | ■ | ■ | | |
| | 陳列 | ■ | ■ | | |
| | 販売促進 | | ■ | | |
| 販売・加工 | 対面販売 | ■ | | | |
| | ⋮ | ■ | | | |
| チェッカー | チェックアウト業務 | ■ | | | |
| | ⋮ | ■ | ■ | | |
| ストアマネジメント | 対外折衝（店舗） | | | ■ | |
| | ⋮ | | | ■ | |

### 様式３　「対面販売（レベル１）」職業能力評価基準

**能力ユニット名：対面販売**

レベル1　レベル2　レベル3　レベル4

ユニット番号　08S001L11

| 選択能力ユニット | | |
|---|---|---|
| | 能力ユニット名 | 対面販売 |
| | 概　要 | 自店の販売戦略を踏まえ、販売促進施策としての対面販売を遂行する能力 |

| 能力細目 | 職務遂行のための基準 |
|---|---|
| ①対面販売の理解 | ○セルフ販売主体の食品スーパーマーケットにおいて、専門小売店のような臨場感やにぎわいを演出し、販売促進につなげるという対面販売の効果、目的を理解している。<br>○対面販売は、顧客との接点がセルフ販売に比べ多く、顧客のニーズがより吸い上げられることを理解している。<br>○対面販売に係る本部および店舗の販売戦略を理解している。<br>○対面販売を遂行する上で曖昧な点があれば、販売部門責任者や商品担当責任者に質問し、解決している。 |
| ②対面販売の実行 | ○部門の販売戦略、対面販売の効果・目的を踏まえて、業務を遂行している。<br>○にこやかで明るい態度で、かつ接客用語を正しく用いて、接客・販売をしている。<br>○顧客に気を配り、場面にあった応対をしている。<br>○注文を正しく受け、商品にあった包装を行い、商品の値段を正しく記入（入力）している。<br>○定期的に散水するなど、売り場の衛生保持に気をつけ、商品の補充を実施している。 |
| ③商品等についての説明 | ○顧客の様子や問い合わせから、顧客がどのような情報を必要としているか的確に判断している。<br>○商品毎の産地や特徴、調理方法を理解し、顧客にニーズに応じた提案を行っている。<br>○わかりやすい用語を使い、顧客が理解できるように明確に説明している。<br>○重点商品のセールスポイントを訴え、顧客の購買意欲を向上させている。<br>○提供した情報が顧客のニーズと合致したものであるかどうかを確かめている。 |
| ④対面販売の反省と報告 | ○その日に行った対面販売が目的にあっていたかを反省し、翌日以降の対面販売に活用している。<br>○疑問点や改善策、顧客ニーズについて販売部門責任者や店舗責任者に報告している。 |

●必要な知識

| | |
|---|---|
| 1．企業の基本理念<br>2．自店の販売計画<br>・重点商品<br>・売上げ目標<br>・インストアプロモーションの計画　／など<br>3．衛生管理<br>4．TPOに応じた会話<br>・接客用語<br>・敬語の使い方<br>・話し方・話法　／など | 5．商品知識<br>・旬・新物・季節商材<br>・用途・産地<br>・おいしい食べ方<br>・調理方法　／など<br>6．顧客の視点<br>7．陳列方法<br>8．マニュアル |

共通　販売　店舗運営　商品開発・仕入れ　営業企画

## 職業能力評価基準の活用ツールとして、「キャリアマップ」、「職業能力評価シート」を作成。

～スーパーマーケット業・在宅介護業・電気通信工事業・ホテル業（平成22・23年度）

～ビルメンテナンス業・アパレル業・ねじ製造業・旅館業（平成24年度）

### ○キャリアマップ　代表例～スーパーマーケット業～

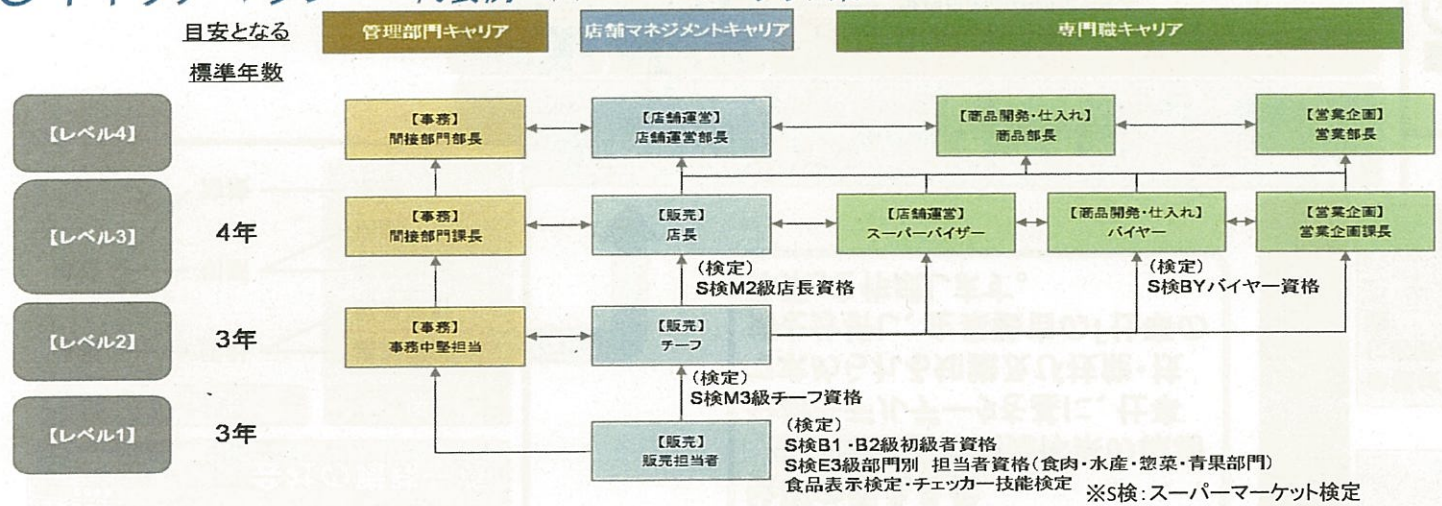


**【効果】**

○　従業員に対してキャリア形成の道筋を示すことによって、将来のキャリアに関する目的意識を高め、その実現に向けた具体的な行動を促す

○　上司と部下との間のキャリア形成についてコミュニケーションを活性化することで、効率的な技術・技能の習得を実現

### ○職業能力評価シート　代表例～スーパーマーケット業～

**職業能力評価シート（販売職　販売職務　レベル1）**

Ⅰ.共通能力ユニット

| 能力ユニット | 能力細目 | | 職務遂行のための基準 | 自己評価 | 上司評価 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|---|
| コンプライアンス（店舗） | ①法令・諸規則の内容把握 | 1 | 職業人としてのプロ意識、社会的責任感、職業倫理等を有し、法令・諸規則の内容を理解している<br>法的・倫理的問題の具体例を理解し、それが自社に及ぼす影響を理解している | ○ | ○ | 自分自身がとるべき行動や、守るべきルールを十分に理解し実践できています。 |
| | ②法令・諸規則の遵守 | 2 | 公私の区別を明確にし、法令・諸規則に則った行動を率先して示している<br>法的・倫理的な問題に直面した折には、上司や同僚に相談し、よりよい解決策を模索している | ○ | ○ | |
| CS（顧客満足）の推進（店舗） | ①CS施策の把握 | 3 | 自社のCS施策について自らの職務と関連づけて理解し、顧客に提供できるサービスについて理解している | ○ | ○ | お客様から頂いた意見や要望を日々業務に活かすことが出来るようになると良いでしょう。 |
| | ②CS施策の実施 | 4 | CS施策を日常業務において率先して実践している。店舗の顔であることを意識しながら、顧客の声に耳を傾け、顧客の意見、要望を吸い上げている | △ | △ | |
| 地域社会への貢献（店舗） | ①地域社会に期待される役割の把握 | 5 | 企業の社会的責任や地域貢献についての知識と自覚を有し、本部が策定する地域社会への貢献の方針・施策を理解している。また、地域のイベント・行事などに参加している | ○ | ○ | 地域行事にも進んで参加するなど積極的に行動できています。 |
| | ②地域社会への貢献の推進 | 6 | 地域の実情を踏まえ、地域社会貢献のための業務計画を推進し、店舗内外で地域の安全、環境貢献のための施策を実行している | － | － | |
| 食の安全・安心の提供（店舗） | ①正しい商品知識での説明 | 7 | 「食の安全・安心」について正しく理解し、正しい商品知識に基づき顧客に説明を行っている | ○ | △ | 定番商品以外の新商品についても積極的に情報収集を行い、お客様に提案できるようにしましょう。<br>クレンリネスのルールの理解が不十分な点が一部あるようです。もう一度確認して業務に取り組んでください。 |
| | ②器具、備品の維持保管 | 8 | 担当部門の器具、備品を衛生的な方法で使用、保管し、自ら清掃・整理を行っている | ○ | ○ | |
| | ③安全・衛生・クレンリネスの実施 | 9 | 自社の基準に従い、店内の安全確保、衛生管理、クレンリネスを実施している | ○ | △ | |

**【効果】**

○「自分の（部下の）能力レベルはどの程度なのか」「次のレベルにいくには何が不足しているのか」を具体的に把握可能

○定期的にチェックすることで習熟度を把握することが可能

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

# 生涯職業能力開発体系を活用して企業の人材育成を支援

**人材育成上の課題**

**1．仕事の見える化**
- 仕事の棚卸し（職務分析）
- 仕事の体系の作成

**2．能力の見える化**
- 自己評価（職業能力の把握）

**3．目標の見える化**
- 目標設定

**4．能力開発の見える化**
- 教育訓練コースの設定（研修の体系の作成）
- 教育訓練の実施
  - ・OJT
  - ・Off-JT
  - ・自己啓発

**人材育成上の課題の解決**

**企業・従業員の悩み**
- 従業員に身につけてほしい能力は？
- 新たに技術を習得したい。自分の能力を把握したい。

○○会社

**○○会社の職務一覧**

| 部または課 | | 係 |
|---|---|---|
| 技術 | 設計 | 機械設計 |
| | | 開発設計 |
| 製造 | 切断 | 材料出庫 |
| | | 切断 |
| | 溶接 | 溶接 |

**仕事の見える化**
生涯職業能力開発体系の職務分析モデルデータを基に、仕事で求められる知識及び技能・技術を分析し、企業独自の「仕事の体系」を作成します。

**「機械設計」を構成する仕事、作業及び作業に必要な知識及び技能・技術を分析**

| 仕事 | 作業 | 作業に必要な知識及び技能・技術 |
|---|---|---|
| 試作設計 | 設計準備 | 試作目的の確認ができる |
| | | 試作計画書の作成ができる |
| | | 試作結果の評価基準の作成ができる |
| | モデリング | 3次元モデルの種類について知っている |
| | | モデリング機能について知っている |
| | | 2次元図形から3次元化ができる |

**教育訓練コース一覧（例）**

| 職務 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 複合・統合 |
|---|---|---|---|---|
| 機械設計 | ●JIS製図規格解説 | ●機械設計製図<br>●二次元CAD応用技術 | ●機械加工を考慮した設計技術<br>●設計と加工技術<br>●機械設計者のための企画開発実習 | ●VEと組立性評価によるコストミニマム設計<br>●3次元公差解析を使用した公差の最適化手法<br>●メカトロ機械設計<br>●高速化を目指したカム機構設計 |
| | ●機械設計に必要な知識 | ●機械要素設計技術<br>●機械設計技術 | | |

**能力・目標・能力開発の見える化**
作成した「仕事の体系」を基に自己評価を行い、訓練目標を設定します。
訓練目標を達成するための教育訓練コースを設定し、実施します。

# 企業等の人材育成への支援事例

## 「生涯職業能力開発体系」を活用した次代を担う人材の育成

高知中央電気工事業協同組合様

高知中央電気工事業協同組合は、ポリテクセンター高知が人材育成高知地域協議会の専門部会として設置した「高知県電気工事業人材高度化研究会」に参画し、同研究会において作成した「人材育成プラン」を基に、現在に至るまで継続して、実際の現場に即した教育訓練コースの開発・整備やその実施など、組合員のスキルの向上に取り組んでいます。

### 抱えていた課題

- 工事単価が下がり、利益が目減りする中、「ムリ・ムラ・ムダ」を省く原価管理・積算及び設計能力のある技術者の育成
- 電気工事士等の合格率向上の環境整備

### 課題解決のための取組内容

**ステップ1　仕事の明確化**

- 生涯職業能力開発体系の職務分析モデルデータを基に、課題解決のために必要な仕事を明確化した。

**ステップ2　能力の明確化**

- アンケート調査等の結果から、業界の抱える課題を解決するために補完すべき職業能力を明確化した。

**ステップ3　能力開発の明確化**

- 課題解決のために必要な能力とその能力を習得するための研修コースが鳥瞰できる『人材育成プラン』を作成し、研修の体系を明確化した。

### アウトプット（成果）

- 現場の技術者が原価管理・積算及び設計に関する研修を受講することにより、「ムリ・ムラ・ムダ」を省いて利益を追求するための工夫が見られるようになった。
- 『人材育成プラン』を基に、団体自らが企画・運営する資格対策コースの実施により、電気工事士等資格取得の合格率が向上した。
- 国家資格の取得により現場の技術者のモチベーションが向上した。

2

# 生涯職業能力開発体系の概要　（人材育成のためのパッケージ）

生涯職業能力開発体系は、仕事を遂行する上で必要な職業能力（知識及び技能・技術）を明らかにし、さらにこの職業能力の開発及び向上に向けて、教育訓練をどのように進めるかについて、段階的かつ体系的に整理したものです。

**生涯職業能力開発体系**

仕事の体系と研修の体系の全体像を整理したもの

### 仕事の体系（職業能力体系）

職務、仕事を遂行するために必要な職業能力を明確にし、その能力を段階的かつ体系的に整理したものです。

- 職務ごとの仕事を整理したもの
- 仕事を構成する作業を整理したもの

} 構成①

- 作業に必要な知識及び技能・技術を整理したもの

} 構成②

蓄積 ↓　↑ 活用

**職務分析モデルデータ**

製造業、建設業、情報通信業、農業、林業　等
（取組業種：93 ）
※　小分類における就業人口カバー率　41．8%

### 研修の体系（職業能力開発体系）

職務、仕事を遂行するために習得すべき職業能力から能力開発の目標を明確にし、その目標に応じた研修（教育訓練）を段階的かつ体系的に整理したものです。

- 研修コースの全体像を整理したもの
- 能力開発の目標に応じた研修コースを整理したもの
- 各研修コースのカリキュラム

} 構成③

開発 ↓　↑ 活用

**訓練カリキュラムモデル**

在職者訓練カリキュラムモデル（約3,400コース）
離職者訓練カリキュラムモデル（約2,100ユニット）
学卒者訓練カリキュラムモデル（13系23科）

平成11年度から全国の事業主団体等と共同で職務分析作業を行い、日本標準産業分類の小分類を中心に、93業種の職務分析モデルデータを整備

3

# パッケージの構成①　～職務毎の仕事と作業を整理する～

職務分析モデルデータを活用して、職務毎に構成される「仕事」と、それを遂行するために必要な「作業」を整理します。（職務分析モデルデータにある職務　**約2,700**）

○○製造業　　様式３

**職務別能力要素の細目**

| 部　門 | 職務＼レベル | | | Ｌ３ | Ｌ４ |
|---|---|---|---|---|---|
| 製造　製造 | 旋盤加工 | 内径<br>加工<br>外径<br>溝加<br>ローレット加工<br>測定<br>内径加工<br>穴ぐり | はめ合わせ加工<br>テーパはめ合わせ加工 | | |
| | フライス盤加工 | 六面体加工<br>加工準備<br>平面削り<br>六面体加工<br>溝加工<br>段削り加工<br>溝削り加工<br>勾配削り加工 | 組合せ加工<br>ポケット加工<br>組合せ | | |
| | プレス加工 | プレス加工<br>加工準備<br>シャーリング加工 | 抜き加工<br>抜き加工準備<br>抜き加工 | 絞り加工<br>絞り加工準備<br>絞り加工 | |

**職務**
※　複数の仕事を同一の種類、系統等でまとめます。企業組織の「係」に相当します。

**仕事**
※　職務別に仕事を列挙します。（四角枠囲み）

**作業**
※　仕事を遂行する上で必要な作業を列挙します。

※　作業を遂行するために必要な能力（知識及び技能・技術）の整理については、次のスライドを参照してください。

4

# パッケージの構成②　～作業に必要な能力を整理する～

作業を遂行するために必要な知識は「知っている」、技能・技術は「できる」という表現で整理します。（職務分析モデルデータにある仕事　**約11,000**）

○○製造業　　様式４

**職務別能力要素の細目の内容**

| 職　務 | フライス盤加工 | | レベル表示 | Ｌ１ |
|---|---|---|---|---|
| 能力要素 | 六面体加工 | | | |
| 能力要素の細目 | 能力要素の細目の内容 | | | |
| １．加工準備 | 知識 | １．フライス盤各部の名称と機能を知っている<br>２．仕上げ面粗さについて知っている<br>３．金属材料について知っている | | |
| | 技能・技術 | １．機械図面を読むことができる<br>２．各種ハンドル、スイッチ操作ができる<br>３．各部の注油と点検ができる<br>４．切削条件を決定できる<br>５．工具（刃物）の取り付けができる<br>６．バイスの取り付け（平行だし）ができる<br>７．材料の取り付けができる | | |
| ２．平面削り | 知識 | １．正面フライスについて知っている | | |
| | 技能・技術 | １．指定面粗さ平面削りができる | | |
| ３．６面体加工 | 技能 | １．ノギス、マイクロメータによる測定ができる | | |

**仕事**

**作業**

**知識**
※　作業を行うために何を知らなければならないか。

**技能・技術**
※　作業を行うために何ができなければならないか。

- 整理したデータを活用して、従業員や求職者等の職業能力を把握し、訓練目標を設定します。
- 中央団体等と作成した職務分析モデルデータは、訓練ニーズの把握のための調査項目や、ジョブ・カードの評価項目としても活用されています。

5

# パッケージの構成③　～カリキュラムを組み立てる～

職務、仕事、作業を遂行するために習得すべき職業能力から能力開発の目標を明確にし、訓練カリキュラムモデルから目標に応じた研修（教育訓練）を段階的かつ体系的に整理し、実施へ繋げます。

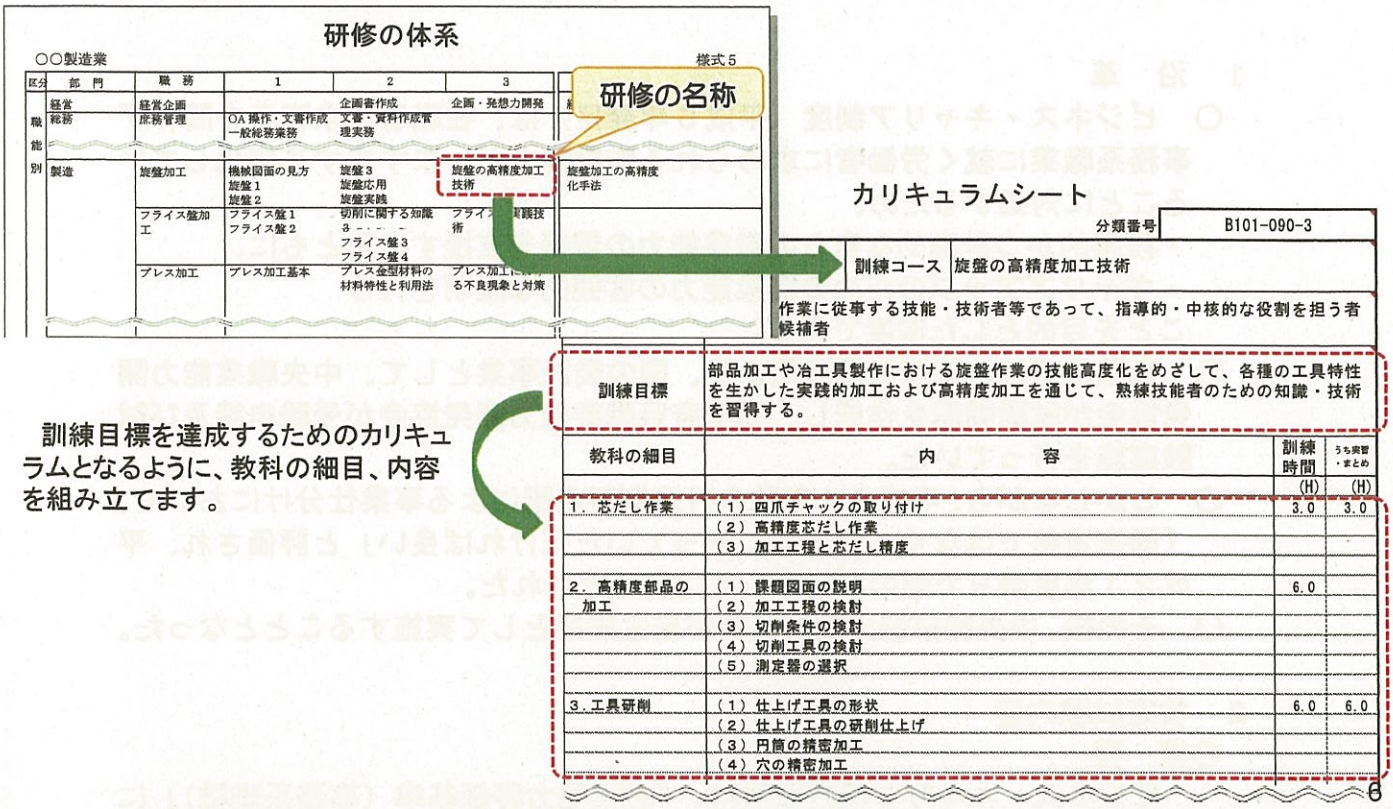


訓練目標を達成するためのカリキュラムとなるように、教科の細目、内容を組み立てます。

# 生涯職業能力開発体系の活用実態

## ① 企業における人材育成を体系的に支援

上記（パッケージの構成①～③）に示すように、仕事に対応する研修コース（教育訓練）を段階的かつ体系的に整理した、人材育成計画（教育訓練計画）を作成

## ② 教育訓練ニーズの把握

職務分析モデルデータにある職務、仕事、作業に基づきヒアリングシートを作成し、企業訪問にてニーズを定量的に把握

## ③ 教育訓練コースの開発

把握した企業等の教育訓練ニーズに基づいて、離職者訓練のカリキュラムの見直しや在職者訓練コースを開発

## ④ 職業能力の把握

- 訓練受講者の技能等の習得状況を、職務分析モデルデータにある知識及び技能・技術を活用した確認シートにより把握
- 職務分析モデルデータにある知識及び技能・技術を活用して、ジョブ・カード評価シートの評価項目を設定

# ビジネス・キャリア検定について

## 1　沿　革

○　ビジネス・キャリア制度（平成５年発足）は、在職者・求職者を問わず事務系職業に就く労働者に求められる職業能力が、ますます高度化していることに対処するため、

・段階的かつ計画的な自らの職業能力の習得を支援するとともに、

・キャリアアップのための職業能力の客観的な証明を行う

ことを目的とした制度である。

○　当該検定は、制度発足当初より、国の委託事業として、中央職業能力開発協会が試験問題を作成し、都道府県職業能力開発協会が受験申請及び試験実施を行っていた。

○　しかしながら、平成２１年秋の行政刷新会議による事業仕分けにおいて、「国家資格ではなく、自主的にやっていただければ良い」と評価され、平成２１年度限りで国の事業としては廃止とされた。

○　その後、中央職業能力開発協会が自主事業として実施することとなった。

## 2　検定試験内容

○概　要

ビジネス・キャリア検定試験は、「職業能力評価基準（事務系職種）」に準拠し、８分野１４部門の事務系職務を広く網羅し、職務・能力レベルに応じて体系化した区分ごとに実施。

それぞれの職務に必要な専門的知識をベースに、実務における様々なシチュエーションに対応し、適切な判断を求める内容としている。

○試験のレベルイメージ

| | |
|---|---|
| １級 | 部門の責任者等として、計画作成、管理運営、課題解決等を行いながら企業利益を創出する業務を遂行することができる。　（実務経験１０年以上。例：部門長、ディレクター等を目指す人）<br>※平成２２年度から休止中 |
| ２級 | グループ等の中心メンバーとして、自主的な判断・改善・提案を行いながら業務を遂行することができる。（実務経験５年程度。例：課長相当職を目指す人） |
| ３級 | 担当者として上司の指示等を踏まえ、定例的業務を確実に遂行することができる。（実務経験３年程度。例：係長相当職を目指す人） |

○実　績

これまで延べ３７９，８３８人が受験し、１６３，８６１人が合格（平成２４年度末現在）。

# キャリア段位制度（実践キャリアアップ戦略基礎資料）

## 1 実践キャリア・アップ戦略って何？

- 「実践キャリア・アップ戦略」は、部長や課長という「肩書」ではなく、「キャリア」や「能力」で評価される社会、プロフェッショナルとして誇りをもって生きられる社会を目指しています。
- このような目的のために、成長分野における新しい職業能力を評価する「キャリア段位制度」や、それを取得するための「育成プログラム」やジョブ・カード等の成長分野に「労働移動を促す仕組み」を含めた戦略が進められています。

### ■実践キャリア・アップの推進

- 平成24年秋より職業能力のレベル認定制度がスタート
- 「肩書」ではなく、「キャリア」や「能力」が評価される社会の実現へ
- 「食の6次産業化」、「介護プロフェッショナル」、「カーボンマネジャー」が対象業種



## 2 キャリア段位制度とは？

「キャリア段位制度」は、成長分野における新しい職業能力を評価する仕組みであり、企業や事務所ごとにバラバラでない共通のものさしをつくり、これに基づいて人材育成を目指しています。

- これまでの資格制度で不足していた「実際にその現場で何ができるのか」という部分を補うため、「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面を評価します。
- 「介護プロフェッショナル」については、既存の国家資格制度や研修制度との関係も考慮し、特に、実践的スキルについて重点的に評価します。
- エントリーレベルからプロレベルまで、７段階でレベル認定を行います（キャリア段位）。
- 介護プロフェッショナルでは、まずレベル1からレベル4について基準をつくり、レベル認定を行います。

| | | |
|---|---|---|
| 職業能力 | わかる（知識） | 既存の研修修了 |
| | できる（実践的スキル） | 共通基準で評価 |

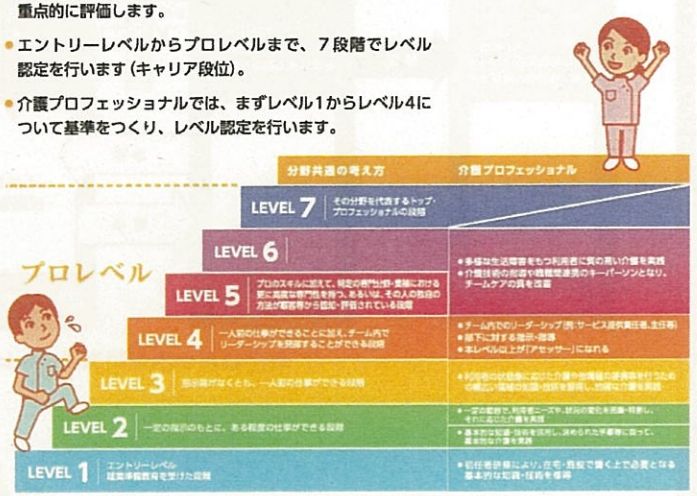

- 職業能力を評価する「共通のものさし」をつくり人材育成を目指す
- エントリーレベルからトップ・プロレベルまで７段階のレベル認定
- 「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面を評価

# 7 段位の評価はどうやって行うの？

■評価は、「実践的スキル（できる）」と「知識（わかる）」の両面から行われます。

**実践的スキルの評価**

- 介護サービスを提供している事業所・施設において、一定の要件を満たした「アセッサー」と呼ばれる人が、介護職員の日頃の仕事の様子や業務の記録等を実際に見て評価することとしています。（内部評価）
- 併せて、事業所・施設において評価が適切に行われていることを第三者機関が評価することとしています。（外部評価）

**知識の評価**

既存の介護福祉士資格など国家資格との関係を明確にすること、資格との関係を複雑にしない観点から、原則として、介護福祉士養成課程、介護初任者研修等の講義を修了したことで、評価することとしています。

| レベル | 「わかる（知識）」の評価（案） |
|---|---|
| レベル４ | 介護福祉士であること（国家試験合格）<br>※介護福祉士養成施設卒業者について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル４とする。 |
| レベル３ | 介護福祉士養成課程修了<br>実務者研修修了 |
| レベル２ | レベル１と同様 |
| レベル１ | ホームヘルパー２級研修※修了相当以上<br>※平成 25 年度以降は介護初任者研修 |

**制度開始から3年間程度は、介護部門のリーダーとして一定の要件を満たせば、アセッサー講習を受講する要件を満たすこととする予定です。**

※「アセッサー」は、「プロレベル（レベル４以上）とし、必要な講習を修了した上で、登録された者とする」とされていますが、制度開始時点ではレベル４の認定を受けた方がいないため。

**「アセッサー」を担う能力があると認められる方については、アセッサー講習を受講していただき、評価の実施方法等について修得していただきます。**

■介護キャリア段位制度の運営体制

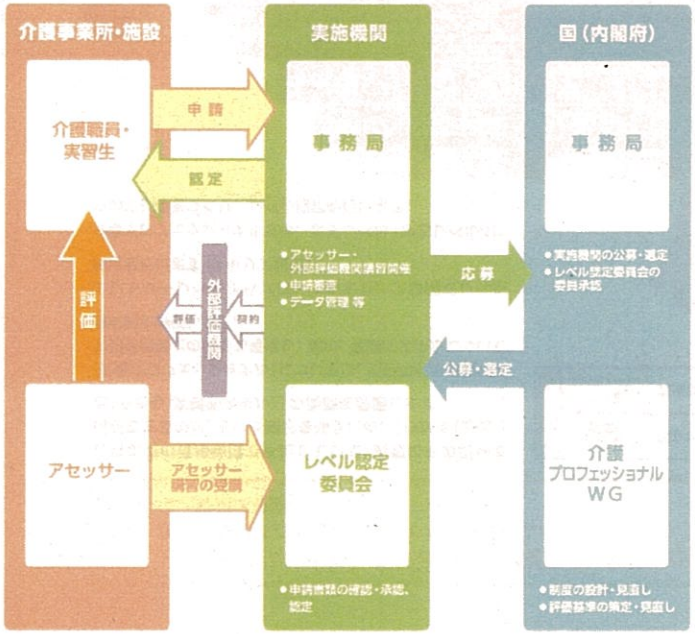

- 実践的スキルは「アセッサー」が仕事の様子や業務記録等を見て評価
- 知識は介護福祉士養成課程、介護初任者研修等を修了することが条件
- 「アセッサー」は介護福祉士として一定の実務経験がある方が担う